

# 提 言

平成28年1月21日

埼玉県後期高齢者医療懇話会

## はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢化が進行し、高齢者医療費が増加する中、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支えるために新たな制度として平成20年4月に開始された。

様々な批判や問題点が指摘される中、制度が開始され、その後、8年近くが経過するが、現在では、被保険者をはじめ関係者の理解も進み、社会にしっかりと定着している。

今後、高齢化が急速に進み、10年以内に団塊の世代が全員75歳以上となる。国立社会保障・人口問題研究所によると、埼玉県では75歳以上の人口が平成37年には53.9%増（全国1位）の約118万人となると推計されている。このように被保険者が大幅に増えていく中、将来にわたる制度の安定的な運営が求められている。

当懇話会では、平成28年度・平成29年度保険料率の見直し、保健事業実施計画、保険料収納対策について、4回にわたり活発な議論を交わしてきた。当事者である被保険者をはじめ、医療提供者や保険者など各界の意見を集約し、次のとおり提言を行うこととした。

埼玉県後期高齢者医療広域連合においては、提言をしっかりと受け止め、今後の事業運営に十分生かしていただくよう期待するものである。

## 提言1 平成28年度・平成29年度保険料率改定について

後期高齢者の医療費は、国・県・市町村の公費負担、現役世代からの支援金と被保険者の保険料で賄うこととされている。

高齢化が急速に進み、被保険者が増え、一人当たり医療給付費が増加する中、保険料率の上昇は避けられない。現役世代の負担も大きくなっており、これ以上の負担は限界に達しつつある。

しかしながら、年金の引下げや消費税率の引上げが見込まれ、高齢者の生活は更に厳しい状況となることが予測されるため、これまでの財政運営で生じた剰余金を活用して保険料率の上昇を抑制する必要がある。

また、後期高齢者医療制度は、既に社会に定着しており、制度の長期的な安定運営にも配慮する必要がある。今後10年以内に団塊の世代が全員75歳以上となり、被保険者が大幅に増えることが見込まれるため、長期的視野に立った財政運営を行う必要がある。

そこで、平成28年度・平成29年度の保険料率の改定に当たっては一人当たりの保険料額を現行と同額程度とすることとし、その範囲で剰余金を活用するよう提言する。

残りの剰余金については、医療費の短期的な急増や将来の保険料の上昇抑制に備えていくべきである。

また、財政安定化基金については、広域連合の予想外の財政不足などに備える最後の砦である。今後とも制度の安定的な運営のために適切に対応してもらいたい。

なお、平成 29 年度から実施が予定されている低所得者や元被扶養者に対する特例軽減制度の見直しについては、広域連合において、国に対し、被保険者の生活に影響を与えないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること、実施時期等具体的な内容を早期に示すことを要望しているところである。しかし、現時点ではその実施内容が不明であることから、現在、判明している制度の範囲内で保険料率を判断することはやむを得ないものであると考える。特例軽減の見直しについては、今後も高齢者の生活に配慮した対応を行うよう、引き続き国に働き掛けていくよう要望する。

## 提言2 医療費適正化の推進について

高齢化の進行により埼玉県においても、後期高齢者医療被保険者数が増加し、医療費も増大している。今後とも後期高齢者医療制度を安定的に運営するためには、医療費の伸びが過大となることがないように、被保険者の健康保持・増進と適正受診が不可欠である。

このため、広域連合の体制強化を図り、健康診査の受診促進やジェネリック医薬品の利用促進等、保健事業実施計画に基づき医療費適正化対策を更に推進すべきである。

### 提言3 保険料収納対策について

保険料収納率（現年度分）は、近年の景気動向を反映して平成24年度99.18%、平成25年度99.20%、平成26年度99.21%と僅かながら2年続けて前年度に比べ上昇している。

しかしながら、この間、全国の収納率は、平成24年度99.19%、平成25年度99.25%、平成26年度99.26%と埼玉県を上回る上昇となっている。

保険料は、被保険者が応能・応益原則に基づき負担を分かち合うものであるため、公平性を確保し、制度の安定的運営を確保するためにも収納率を向上させる必要がある。

そこで、徴収事務を行う市町村において、口座振替の普及やコンビニ収納の導入などの納付環境の整備、新規滞納者の増加を防止するための早期催告の強化、短期被保険者証の活用による納付相談の機会の確保などの対策を計画的に実施すべきである。

また、広域連合においても市町村訪問や調査等で把握した市町村の効果的な取組などを事務研修会などの場で市町村にフィードバックするなどの支援に努めるべきである。